

令和 6 年

行方市農業委員会

第 1 4 回総会会議録

(令和 6 年 1 2 月 2 0 日)

令和6年12月20日 行方市農業委員会第14回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第93号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第94号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第95号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第96号	現況証明願について
議案第97号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第98号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定について
報告第57号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第58号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第59号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第60号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第61号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について
報告第62号	令和7年度行方市農業施策に関する要望書の回答について

2 本日の出席委員

1番 一村 栄	2番 豊村 由貴	3番 大原 一美
4番 野口 浩	5番 木村 守	6番 阿部 力男
7番 飯島 清	8番 関口 順一	9番 谷田川 栄
10番 近藤 芳子	11番 茂木 孝	12番 橋本 清
13番 横瀬 忠美	14番 本澤 政雄	15番 風間 啓次
16番 小沼 正二	17番 郡司 正彦	18番 椎名 勇
19番 高塚 利英		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 金田 景行
4番 宮崎 春樹	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 小澤 信一	8番 山崎 雄一	9番 一條 克之
10番 小嶋 得男	11番 横田 俊信	12番 宇井 勝之
13番 野原 賢一	15番 石田 充春	16番 千ヶ崎 敏男

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員 14番 川島 隆道

4 議事内容		
事務局		(開会宣言) 午前 9時00分 (議長選出)
	それでは、これから総会を開会いたしたいと思いますが、事前に資料の閲覧の準備をお願いいたします。よろしいですか。 それでは、議事日程に入ります。 議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項より、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。	
	(委員の出席状況)	
議長	それでは、まず資格審査報告です。 ただいまの出席委員19名、欠席委員はゼロ名ですので、本総会は成立いたします。それでは、ただいまより令和6年行方市農業委員会第14回総会を開会いたします。	
議長	(会議録署名人の指名)	
	日程第1、会議録署名人の指名について。 議長において次のように指名いたします。 9番谷田川 栄委員 10番近藤芳子委員。	
議長	(書記の任命)	
	次に、日程第2、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命します。	
議長 全 員 議	(会期の決定)	
	次に、日程第3、会期の決定であります。本総会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。	
	異議なし。(全員一致)	
議長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。	
	(経過報告)	
議長 事務局	次に、日程第4、経過報告について、事務局より報告願います。 行事の経過報告につきまして、私から報告させていただきます。	
	11月25日、前回の総会以降でございます。 11月25日、行方農業委員会行方地域協議会全体研修会ということで、北浦公民館におきまして、全農業委員と推進委員さんに出席いただきまして、永年勤続農業委員と推進委員の表彰と、あと講演による研修を行ってございます。 同じく25日、第3回農地部会、こちらは北浦公民館で開催しております。出席は農地部会員でございます。農地あっせん制度につきまして、太陽光発電施設設置に関する条例の制定の要望につきまして検討をしております。	

		1 1 月 2 8 日でございます。茨城県選出与党国会議員の要請集会ということで、東京都の憲政会館に会長と事務局で行きまして、新たな食料・農業・農村計画と、令和 7 年度の農業関係予算に関する要請ということで、与党国会議員に対しましての要望を行ってございます。 同じく 2 8 日、東京都文京シビックホールにおきまして、全国農業委員会会長の代表者集会ということで出席しております。同じく会長と事務局で出席しております。全国農業会議所の 7 0 周年記念式典及び全国農業委員会会長の代表者集会ということで開催されてございます。 そして、本日 1 2 月 2 0 日、第 1 4 回総会ということになっております。よろしくお願いします。
		(議案の審議)
議	長	次に、本日の議事は、別紙議事日程のとおりです。
		(議案第 9 3 号)
議	長	それでは、日程第 5、議案の審議に入ります。 議案第 9 3 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局 議案第 9 3 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。 案件につきましては、第 1 2 項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第 1 項から第 1 2 項におきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議	長	それでは、1 項ごとに審議いたします。1 項の調査員より調査の報告を求めます。 1 番、一村委員。
1	番	1 番、一村です。第 1 項について報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。譲受人の方は、小牧在住の 5 0 代の男性の方、譲渡人は、新宮在住の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためで、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、現在、家族で水稻、レンコンを中心に耕作を行っており、農業機械等もそろっています。今回取得しようとする土地は 2 か所ありますが、いずれも実家から 2 キロ未満のところであり、問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1 項は原案のとおり可決いたします。

議 9	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。 9番、谷田川です。第2項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。 譲受人は、市内根小屋在住、70代の農業の男性、渡人は、同じく市内根小屋在住の無職の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は、売買による所有権の移転です。この土地は現在、受人が耕作している隣になります。調査の結果、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、今作っている田んぼの隣の田んぼということと、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。椎名会長の案件でございます。第3項の調査報告をします。 調査には、野口委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 譲受人は、行方市南在住、62歳の農業兼会社員の男性です。譲渡人は、行方市南在住、89歳の男性です。2人の関係は親子になります。申請理由は、経営移譲です。区分は、贈与による所有権移転です。譲渡人は高齢となり、農業を続けることが困難になったので、息子に経営を移譲することになりました。自宅から約400メートル、何の問題もなく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、渡人が高齢となり、農業を続けることができなくなり、経営の移譲ということで許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。 9番、谷田川です。4項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。 譲受人は、市内石神在住、60代の農業の男性、渡人は、同じく市内石神在住の農業の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分については、売買による所有権移転です。調査の結果、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願い

全 議 員 長	員 長	いいいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
		異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。
		9番、谷田川です。5項の調査報告をいたします。
		調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。 譲受人は、市内石神在住、60代の農業の男性、渡人は、市内根小屋在住の無職の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は、贈与による所有権移転です。調査の結果、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議 全 議 員 長	長 員 長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
		異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1 0	長 0 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。
		10番、近藤でございます。6項について調査報告いたします。
		調査には、本澤委員さん、小嶋・横田両推進委員さんに協力をしていただきました。 受人は、行方市在住、70歳の農業の男性の方です。水稻、20万6,450平米、野菜、1万4,227平米を作付しております。渡人は、公益財団法人です。申請事由は、農業経営規模拡大のため、区分は、売買による所有権移転です。農業従事日数も300日以上、農機具もそろっております。今回権利を設定しようとする土地は、自宅から300メートルほどの距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 全 議 員 長	長 員 長	調査の結果は、自宅から300メートル、年間従事日数も300日ということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
		異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 6 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
		16番、小沼です。椎名会長の案件でございます。第7項の調査報告をします。
		調査には、野口委員、推進委員の森山さん・箕輪さんの協力をいただきました。 譲受人は、行方市島並在住、74歳の農業の女性の方です。譲渡人は、神奈川県在住、86歳、無職の男性の方です。渡人は、受人のおじさんに当たります。申請理由は、農業経営の規模拡大です。区分は、贈与による所有権移転です。農機具もそろっており、調査の結果、問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議、よろしく願いします。

議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全	員	異議なし。（全員一致）	
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。	
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。	
8	番	8番、関口です。第8項について調査報告をいたします。 この案件は、風間・飯島委員、石田・千ヶ崎推進委員と共に現地調査を行いました。 譲受人の方は、市内八木蒔在住の70歳、農業の男性です。水稻と野菜を1万9,385平米作付しております。譲渡人の方は、東京三鷹市在住の89歳の男性と東京三鷹市在住の88歳の女性で、土地は共有地であります。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るためです。区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、農業従事日数も280日以上、農機具もそろっております。申請地は自宅より1キロメートルの場所で、歩いて10分ぐらいです。何の問題もなく許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。	
議	長	調査の結果は、自宅より1キロメートル、また農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全	員	異議なし。（全員一致）	
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。	
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。7番、飯島委員。	
7	番	7番、飯島です。9項について調査報告いたします。 この案件につきましては、風間・関口委員、石田・千ヶ崎推進委員さんと共に現地調査をしてまいりました。 譲受人は、市内捻木在住の73歳の農業の男性の方です。譲渡人の方は、市内の捻木在住の48歳の会社員の男性の方です。受人は、田畑合わせて487アールに水稻、露地野菜等を栽培する専業農家の方です。申請事由は、記載のとおり、農業経営の充実・拡大のためです。区分は、売買による所有権移転です。農業従事日数も300日以上、農機具もそろっております。今回の権利を設定する土地は、自宅から500メートルのところで、調査の結果、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。	
議	長	調査の結果は、自宅から500メートル、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全	員	異議なし。（全員一致）	
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。	
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。12番、橋本委員。	
1	2	番	12番、橋本です。10項の調査報告をします。 なお、この案件については、一村委員、金田・宮寄両推進委員の協力の下、調査し

		てまいりました。
		譲受人は、市内宇崎に在住の１９歳の自営業の男性です。譲渡人は、東京都町田市在住の３５歳の会社員の男性です。場所は、市内繁昌地区の水田です。面積は１，８４０平米です。申請事由は、米作りに興味があり、かつ耕作放棄地を防ぎたいという理由です。なお、新規就農者のため、祖父母の協力を得ながら耕作したいということです。また、農機具等は不足しているため、親戚から借りるそうです。区分は、売買による所有権の移転です。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上。
議	長	調査の結果は、機械は親戚から借りて耕作するというもので、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１０項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１１項の調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。
１	６	番
		１６番、小沼です。１１項の調査報告をします。
		この調査には、麻生・太田４人で調査をしてまいりました。
		譲受人は、行方市麻生、７５歳の農業の男性の方です。譲渡人は、行方市麻生、７４歳の農業の男性の方です。申請理由は、農業経営の規模拡大し経営の安定を図る。区分は売買による所有権移転です。譲受人は、田畑合わせて１万６，３７０平米、水稻、露地野菜、年間２００日、家から５分、農機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１１項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１２項の調査員より調査の報告を求めます。１４番、本澤委員。
１	４	番
		１４番、本澤です。第１２項の調査について報告をいたします。
		なお、この調査には近藤委員さん、小嶋・横田両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。
		譲受人は、市内小貫在住、６４歳の農業の女性です。譲渡人も市内小貫在住、７１歳の男性です。２人の関係は親戚の関係になります。申請事由は、農業経営の安定を図るために、売買による所有権の移転です。権利取得後の経営面積は田畑合わせ１万７，５１７平米、申請地は自宅から道路を挟んでの隣地であります。農業従事日数も３００日、農機具等もそろい、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、農業従事日数３００日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１２項は原案のとおり可決いたします。

		(議案第94号)
議 事 務 局	長	議案第94号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
	局長	議案第94号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年12月20日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。 案件につきましては、第5項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議 1 6 番	長	1項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
	16番	16番、小沼です。椎名会長の案件でございます。第1項の調査報告をします。調査には、野口委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 譲受人は、小高埋立土地改良区の理事長です。渡人は、行方市南在住の男性の方です。申請理由は、駐車場です。区分は、売買による所有権移転です。6月に農振除外をした土地でございます。現在の事務所の駐車場が狭く、隣地を理事会や総代会の際に乗り合わせて遠くに車を置いていることで不便なため、広い駐車場は必要であるということでした。事業計画書、隣接地所有者の同意書と関係書類も添付しており、問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 全 議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
	全員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議 8 番	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。
	8番	8番、関口です。第2項について調査報告をいたします。 この案件は、風間・飯島委員、石田・千ヶ崎推進委員と共に現地調査を行いました。譲受人の方は、広島市に在住する会社法人代表取締役の男性です。譲渡人の方は、市内於下在住の70歳の女性です。申請事由は、太陽光発電設備用地で、区分は売買による所有権移転です。譲渡人は、現在、休耕地のまま放置しており、管理にも費用がかかるため、手放し、自然エネルギーに役立てたいとのことです。譲受人は、広島市で太陽光事業を営む法人の経営者で、申請地に用いる設備はモジュール132枚、発電量は44.55キロワットの予定です。現地は羽生郵便局より国道355号を小美玉市方面に1.8キロ先の左側です。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、事業計画書等関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。
議 ８	長 番	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。 ８番、関口です。第３項について調査報告をいたします。 この案件は、風間・飯島委員、石田・千ヶ崎推進委員と共に現地調査を行いました。 譲受人の方は、広島市に在住する会社法人代表取締役の男性です。譲渡人の方は、市内沖洲、７０歳の男性です。申請事由は、太陽光発電設備用地で、区分は売買による所有権移転です。譲渡人は、現在、休耕地のまま放置しており、管理にも費用がかかるため、手放し、自然エネルギーに役立てたいとのことです。譲受人は、広島市で太陽光事業を営む法人の経営者で、申請地に用いる設備はモジュール１３２枚、発電量は４４．５５キロワットの予定です。現地は、羽生郵便局より国道３５５号線を小美玉市方面に１．４キロ先の右側です。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	現在は、調査の結果は、この地は休耕地、そして事業計画書等関係書類も添付しており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。
議 ８	長 番	次に、４項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。 ８番、関口です。第４項について調査報告をいたします。 この案件は、風間・飯島委員、石田・千ヶ崎推進委員と共に現地調査を行いました。 譲受人の方は、東京都渋谷区に在住する会社法人代表取締役の男性です。譲渡人の方は、かすみがうら市下稲吉在住の４９歳の男性です。申請事由は、太陽光発電設備用地で、区分は、売買による所有権移転です。譲渡人は、耕作できず、現在、休耕地のまま放棄しており、管理にも費用がかかるため、手放し、自然エネルギーに役立てたいとのことです。譲受人は、東京都渋谷区で太陽光事業を営む法人の経営者で、申請地に用いる設備はモジュール１３２枚、発電量は４４．５５キロワットの予定です。現地は、羽生郵便局より国道３５５号を小美玉市方面に１．８キロ先の左側です。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、現在休耕地である。そして事業計画書等関係書類も添付しており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。

議 1	長 6 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。5項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、鹿嶋市、太陽光発電法人の61歳の男性の方です。譲渡人は、行方市麻生、会社員、62歳の男性の方です。申請理由は、太陽光発電設備を設置するため、区分は、売買による所有権移転です。場所は、新原地区工場の資材置場付近になります。譲渡人は高齢で農業を縮小したいと考えて太陽光発電にしたいということです。パネル170枚、100.30キロワット、事業計画書、残高証明書、見積書、隣接地の同意書も添付しており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、高齢で農業を縮小する。そして関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
(議案第95号)		
議 事 務 局	長	次に、議案第95号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。 議案第96号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、下記のとおり承認申請があったので提案する。令和6年12月20日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。 案件につきましては、第3項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議 1	長 5 番	1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。それでは、調査員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。 15番、風間です。1項、2項の調査報告をいたします。 今回の案件は、関口・飯島両委員さん、推進委員の石田・千ヶ崎委員さんと共に調査してまいりました。 1項、2項は関連がありますので、一括して報告いたします。 申請者は、1項、2項ともに市内谷島地区在住、建設会社代表の男性です。申請事由は、記載のとおりで、土採取搬入路の一時転用です。内容につきましては、事業延長による計画変更願となります。場所は、行方消防署玉造出張所付近となります。必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、事業延長による申請ということで、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。

議 1 0	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。 10番、近藤でございます。3項について調査報告をいたします。 農地法5条の規定による許可後の一時転用の事業計画変更申請についてご説明申し上げます。 調査には、本澤委員さん、小嶋・横田両推進委員さんに協力をいただきました。 この案件は、平成30年3月26日付で土採取を行う目的で農地法5条の許可を受け、令和6年5月24日に完了期間として一時転用しておりましたが、土採取も進行しておらず、期間内に完了しておりませんでした。本来ならば5月24日に計画変更届を提出しなければなりません。今回2年間延長するという申請になっております。始末書も添付されており、やむを得ないと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、土採取が進行しておらず、始末書等の関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
(議案第96号)		
議 事 務 局	長	次に、議案第96号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第96号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和6年12月20日提出、行方市農業委員会 会長 椎名 勇。 案件につきましては、第2項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議 1 2	長 番	1項ごとに審議いたします。1項の調査委員より調査の報告を求めます。12番、橋本委員。 12番、橋本です。1項の調査報告をします。 なお、この案件については、一村委員、金田・宮寄両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 申請人は、市内岡在住の60歳代の公務員の男性です。申請事由は、地目変更登記のための非農地証明の交付となります。場所は、東小学校から約西に500メートルの2,452平米の畑です。平成元年の頃から26年間耕作しておらず、山林化しているため、許可相当が妥当と判断してまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、平成元年頃から耕作していなく、山林化しているということでした。許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。

議 1 6	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。椎名会長の案件でございます。第2項の調査報告をします。 調査には、野口委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 申請人は、神奈川県川崎市在住の女性の方です。申請理由は、地目変更登記のため、非農地証明の交付になります。平成3年頃から宅地として利用していたそうです。現地を確認したところ、家の周りの畑が宅地になっておりました。農地に復元するのは困難な状況と判断し、非農地証明の交付は妥当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、農地に復元することが困難ということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議 事 務 局	長 務 局	(議案第97号) 議案第97号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第97号 行方市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和6年12月20日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 別氏資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 農地利用集積計画・総括表でご説明させていただきます。 新規設定31件、80筆、14万4,837平米、更新の設定で13件、25筆、4万1,586平米となります。新規と更新の合計といたしまして44件、105筆、18万6,423平米となります。 次のページ、農用地利用権設定の一覧表ということで、設定者、受ける者、設定した土地、利用権の内容、期間、賃借料が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、法の改正によりまして、今回の利用権の設定の審議というのが最後となりまして、今後の対策につきましては、農地中間管理事業を活用する方向となります。以上です。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおりと決定いたします。
議 事 務 局	長 務 局	(議案第98号) 次に、議案第98号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 議案第98号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定

		について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和6年12月20日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。 別紙資料ナンバー2をご覧くださいと思います。行方市長より、当委員会会長宛てに農用地利用促進計画案の意見を求められております。計画案としまして、令和7年2月1日始期の新規設定25件、68筆、10万3,268平米となります。 詳細につきましては、次のページ一覧でご確認をいただきたいと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案についての意見決定については、原案のとおりと決定いたします。
議	長	（報告第57号） 次に、報告案件に入ります。
事 務 局		報告第57号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。 報告第57号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について下記のとおり報告する。令和6年12月20日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。 土地につきましては、於下地内の田取得で2,038平米となります。仮登記年月日が令和6年11月18日。仮登記内容としまして、令和6年11月18日売買になります。条件としまして農地法5条の条件となっております。以上です。
議 4	長 番	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。 4番、野口です。第1項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、椎名会長、森山・箕輪両推進委員さんにご協力をいただき、調査してまいりました。 土地の所有者は、市内於下地区在住の女性です。仮登記権利者は、つくば市在住の会社法人です。登記日は、令和6年11月18日、登記内容は、令和6年11月18日売買で、条件は農地法第5条の許可となります。場所は行方市今宿です。地目は畑で、面積2,038平方メートルとなります。現地確認を行いまして、許可相当と調査してまいりました。以上、報告いたします。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 全 議	長 員 長	ただいまの報告につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。野口委員には、引き続き監視・指導をよろしく願いいたします。
		（報告第58号）（報告第59号）（報告第60号）（報告第61号） （報告第62号）

議 長	報告第５８号 農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について、報告第５９号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第６０号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、報告第６１号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、報告第６２号 令和７年度行方市農業施策に関する要望書の回答について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。
事 務 局	報告第５８号 農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和６年１２月２０日提出、行方市農業委員会長 椎名 勇。 農地中間管理機構の特例事業に資するため、所有権移動があった一覧となります。ご確認をお願いします。 報告第５９号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和６年１２月２０日提出、行方市農業委員会長 椎名 勇。 こちらは、相続によりまして所有権を取得された７名の方の届出の一覧となります。ご確認をお願いします。 続きまして、報告第６０号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和６年１２月２０日提出、行方市農業委員会長 椎名 勇。 こちらは、合意解約により賃貸借を解約した通知となります。１６件となります。ご確認をお願いします。 続きまして、報告第６１号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和６年１２月２０日提出、行方市農業委員会長 椎名 勇。 こちらは、先月提出いただきました活動記録の集計一覧となります。ご確認をお願いします。 続きまして、報告第６２号 令和７年度行方市農業施策に関する要望書の回答について、下記のとおり報告する。令和６年１２月２０日提出、行方市農業委員会長 椎名 勇。 別紙１のナンバー３をご覧いただきたいと思います。こちらは１０月３０日に役員より要望書を行方市長へ提出しております。それを受けまして、１１月２９日付で行方市長より回答がございました。内容につきましては、各自ご確認をいただきたいと思います。 なお、意見交換の際には、地域計画の策定に向けて行政側の積極的な取組を促しました。また、経営所得安定対策として、農業資材等の高騰に関する補助について継続的な補助を強く求めています。 また、担い手育成支援や農業者年金の加入制度の促進制度の創設、さらに鳥獣害被害対策についても強く要望を行っております。 最後に、太陽光発電設備の規制に関する要望に対しましては、県内２５自治体で既に条例化していること、また鉾田市で策定した条例のように、規制を検討していかなければならないと市長のほうから発言がありました。よって、当初の要望よりも

議
全
議

長
員
長

強い表現で太陽光発電設備に関する要望を行うべく、現在要望書の内容を検討しております。まとめ次第、追加で要望を行っていく予定となっております。以上です。

報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。

異議なし。（全員一致）

異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午前9時50分

議

長

これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第14回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。